

国民健康保険料の年金からの納付（特別徴収）について

年金からの納付の対象者は・・・

世帯主を含めた国民健康保険加入者全員が65歳から74歳の世帯は、原則として、保険料を世帯主の年金から納めていただくことになります。

ただし、次の①から③のいずれかに該当される方は、年金から納付されません。

- ① 年金額が年額18万円未満の世帯主の方
 - ② 介護保険料と合わせた保険料額が年金額の1／2を超える方
 - ③ 滞納がなく、口座振替により保険料を納めていただいている方

口座振替を選択することもできます

年金からの納付対象者であっても、滞納がない場合、口座振替により保険料を納める方法を選択することもできます。

【手続方法】口座振替を希望する金融機関・ゆうちょ銀行へ、通帳と届出印を持参し、「口座振替依頼書」を記入の上、その窓口へ提出してください。

「口座振替依頼書」は金融機関の窓口に用意してあります。

※ 手続き後、3～4か月後の年金から、納付が中止になります。

保険料の納付方法について

(例1) 前年度から継続して年金から納付されている方

(例2) 今年度10月から、年金から納付される方

年金からの納付でなくなる場合

- (1) 世帯主が75歳に到達する年度の保険料は、年金からの納付を行いません。
- (2) 所得の変更などにより前年の所得が減少したり、世帯員が脱退するなどして、年度の途中で保険料が減額となった場合は、年金からの納付を中止します。
- (3) 年度の途中で64歳までの世帯員が国保に加入した場合は、年金からの納付を中止します。
- (4) 滞納がなく、口座振替の申込を金融機関に依頼された場合は、年金からの納付を中止します。
ただし、依頼してから実際に年金からの納付が中止されるまでに3～4か月かかります。

年金からと納付書の両方で納めていただく場合

- (1) 年度の途中で65歳から74歳までの世帯員が国保に加入し、保険料が増額となった場合は、増えた分の保険料は納付書によって納めていただきます。
- (2) 所得の変更などにより前年の所得が増加し、年度の途中で保険料が増額となった場合は、増えた分の保険料は納付書によって納めていただきます。

年金からの納付　ここが疑問

Q 1

年金からの納付を中止することはできないのか。



滞納がなく、口座振替により保険料を納めていただける場合は、年金からの納付を中止することができます。年金からの納付を中止するためには、口座振替の申し込み手続をしてください。ただし、依頼してから実際に年金からの納付が中止されるまでに3～4か月かかります。

Q 2

同じ市内に住んでいるのに、年金から納付する人とそうでない人がいるのはなぜか。



国保加入者が全員65歳から74歳までの世帯の世帯主の方に、年金から納付いただいています。
世帯内に64歳までの国保加入者が1人でもいれば、年金から納付いただく対象にはなりません。
また、滞納がなく、口座振替により保険料を納めていただいている方は、年金から納付いただく対象にはなりません。

Q 3

1回あたりの支払い額が多くなったのはなぜか。



これまで保険料は、年額を9回に分けて納めていただいておりましたが、年金からの納付は偶数月の年金支給にあわせて行われますので、年間保険料を6回で分割した金額が1回あたりのお支払い額となります。そのため、1回あたりの金額が高くなりますが、ご理解をお願いします。

問い合わせ先：長岡市 国保年金課 国保保険料係（電話0258-39-2220）

問い合わせ窓口：アオーレ長岡（東棟）1階 健康保険・年金窓口